

平成29年五所川原市教育委員会第9回定例会会議録

五所川原市教育委員会

平成29年五所川原市教育委員会第9回定例会議決結果表

議案番号	提案年月日	件名	議決年月日	結果

議決議案なし

平成29年五所川原市教育委員会第9回定例会会議録

日時：平成29年8月17日（木） 午後1時30分開会

場所：五所川原市中央公民館2階第3会議室

◎議事日程

第 1 開会

第 2 会議録署名委員の指名

第 3 会期の決定

第 4 前回会議録の承認（第8回定例会）

第 5 教育長の報告

第 6 付議案件の確認

第 7 その他

- 1 平成29年度五所川原市教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書の修正について
- 2 第72回市町村対抗青森県民体育大会について（結果報告）
- 3 金木高等学校市浦分校閉校事業について
- 4 一学期の生徒指導の状況について

◎出席教育長及び委員（5名）

教育長	長 尾 孝 紀
1 番	丁子谷 悟 委員
2 番	木 村 吉 幸 委員
3 番	三 瀧 洋 生 委員
4 番	奈 良 陽 子 委員

◎説明のため出席した職員（7名）

教育総務課	教育部長 寺 田 建 夫
社会教育課	課長 川 浪 生 郎
文化スポーツ課	課長 夏 坂 泰 寛
指導課	課長 葛 西 一
学校給食センター	課長 吉 田 英 人
図書館	所長 中 谷 吉 範
	館長 櫛 引 松 三

◎職務のため出席した職員（1名）

教育総務課	課長補佐 古 川 憲
-------	------------

◎開 会

○教育長

本日の出席は、私ほか委員が4名、定足数に達しております。これより平成29年五所川原市教育委員会第9回定例会を開会いたします。

◎会議録署名委員の指名

○教育長

日程第2、会議録署名委員の指名に入ります。会議録署名委員は、委員会会議規則第17条第2項の規定により教育長が指名

とありますので、私の方から指名いたします。2番 木村委員、3番 三潟委員にお願いいたします。

◎会期の決定

○教育長

日程第3、会期についてお諮りいたします。会期は本日一日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日一日とすることに決定いたしました。

◎前回会議録の承認（第8回定例会）

○教育長

日程第4、前回の会議録の承認についてであります。ご異議なければ承認したいと思います。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議がないようですので、第8回定例会の会議録を承認することに決しました。

◎教育長の報告

○教育長

それでは日程第5、教育長の報告に入ります。

最初に、8月1日に五所川原市を会場に実施されました「第38回B&Gスポーツ大会青森県大会」について報告いたします。この大会は持ち回りで開催され、今回は五所川原市が担当になりました。市浦B&G海洋センター体育館で開会式が行われ、当

日は、県内9地区から154名の選手が参加いたしました。そして、水上の部は市浦B&G海洋センター艇庫で、水泳の部は金木B&G海洋センタープールで熱戦を展開されました。本市からは市浦地区の小中学生が、カヌー・ローボート・OPヨット競技に参加しました。市浦地区の選手は、会場で練習する機会が少ない中での参加になりましたが、子供達にとっては各センタークラブ員との交流や友情を深める思い出に残る大会になったものと思っております。

次に、3月の定例会でお知らせしておりました市内小中学校の夏季一斉閉庁についてお知らせします。教育委員会では、教職員多忙化解消検討委員会にて検討された「夏季休業中の学校閉庁日の設定」について、心身のゆとりや休暇取得促進などに効果的であるとの判断から、今年度は8月14日を学校閉庁日として実施いたしました。今のところ、実施に伴ってのトラブル等の報告はありませんが、今後校長会との連絡調整を重ねながら30年度以降については、29年度の状況を踏まえて検討していきたいと考えております。

ちなみに夏季休業中の学校閉庁については、広島県などでも既に実施されており、今後は全国的にも広がりを見せていくものと考えております。私からは以上です。

◎付議案件

○教育長

日程第6、付議案件の確認に入ります。告示の時点で付議案件はなかったようですが、その後、提案された案件があったものか、事務局より説明を求めます。

○教育総務課課長補佐

本定例会告示の日より本日までの間に、付議案件の提出はありませんでした。

◎その他

○教育長

本定例会では付議案件がないということですので、日程第7 その他に入りますが、「平成29年度五所川原市教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書の修正について」、前回定例会で指摘を受けた点を修正することで承認を受けましたが、補足説明が必要な場合がありますら、お願いします

○教育総務課長

「平成29年度五所川原市教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書の修正について」、前回定例会においてご指摘を受けた点を修正いたしました。なかにはご指摘を受けたものの検討した結果、修正しなかった部分もありますので、今回は主にその点についてご説明いたします。また、ご質問もありましたので、併せてご説明いたします。

まずP10就学援助の支給についてですが、小学校の給食費をみると人数は減少しているのに対し、金額は増加しているのはなぜかというご質問がありました。これは24年度から25年度にかけて支給割合に変更があったことが理由でございます。24年度は実額のうち、3分の2の支給割合で支給しておりましたが、25年度からは全額支給しております。また、学用品費や修学旅行費のうち必要経費についても同様の割合で支給しております。

○社会教育課長

P28「語りべ」の人財育成について、地元の昔話を取り入れてはどうかとの提案がございました。現在語るができるものは50話ほどあり、そのうち当市のものは5話ございますので、今後も津軽弁の語りべを育成する取り組みを支援してまいります。それから、P30関係団体の活動の支援についてですが、以前は「五所川原市学校警察連絡協議会」を支援団体としていましたが、現在は「青少年健全育成推進員五所川原市協議会」を支援しておりますので、それに合わせて計画・実績・評価の表記を変更いたしました。

○図書館長

P64、65、66実績のなかで参加者数について記載されていない部分がありましたので、調査し全て記載いたしました。

○学校給食センター所長

P71学校給食食材への地場産品活用促進について、実績のうち産地別の割合を表記しています。そのなかで当市産と表記しておりますが、厳密に区分できない場合があるかも知れないので検討する必要があるのではないかとのご指摘を受けました。これについて、毎年、青森県スポーツ健康課に報告しています「学校給食における地元食材使用状況調査」の実施要領に基づいて記載しているものであり、生産地が2つにまたがる場合には比率が高いほうを選択することとなっておりますので、この実施要領に合わせて産地別の割合の表記はそのままといたします。

○教育長

以上で、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」について、修正した点や前回指摘を受けましたが

修正しなかったことに対する説明等をいたしました。何かご質問等ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

この報告書について、五所川原市議会に提出いたします。それでは続きまして「第72回市町村対抗青森県民体育大会について」、担当より説明をお願いします。

○文化スポーツ課長

第72回市町村対抗青森県民体育大会について、資料を基に説明する。

○教育長

只今の説明に、何かご質問等ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

それでは続きまして「金木高等学校市浦分校閉校事業について」、担当より説明をお願いします。

○教育総務課長

金木高等学校市浦分校閉校事業について、説明する。

○教育長

只今の説明に、何かご質問等ございませんでしょうか。

○丁子谷委員

分校の思い出になっている展示物などについて、閉校後は市浦総合支所内で保管し、卒業生などがいつでも見ることできるように展示を検討していただきたいです。それから入口の門柱はどうするのですか。

○教育総務課長

展示物については、適切に管理できるよう検討いたします。それから門柱についてですが、閉校後に維持管理することは困難なのではないかと考えておりますが、この件についても引き続き検討いたします。

○教育長

他に、ご質問等ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

それでは続きまして「一学期の生徒指導の状況について」、担当より説明をお願いします。

○指導課長

一学期の生徒指導の状況について、説明する。

○教育長

只今の説明に、何かご質問等ございませんでしょうか。

○三瀉委員

不登校の児童生徒の中で、いじめが原因で不登校になっているケースはないのですか。

○指導課長

不登校になる原因は複雑であり、友達同士のトラブルが引き金になる場合もございますが、現在はいじめが直接の原因で不登校になったとの報告はございません。

○丁子谷委員

支援を要する児童生徒に対する個人のカルテはあるのですか。そして不登校児童生徒に対する対応はどのようになっていますか。それから、問題行動を起こす場合にはグループ化も懸念されますが、現在の状況はどのようになっていますか。

○指導課長

障害を持つ児童生徒や発達障害などにより特別な支援を要する児童生徒に対しては、個別の支援計画や指導計画を作成することになっておりますが、問題行動を繰り返し起こす児童生徒に対する個別の支援計画等を作成する義務はございません。しかし、どこの学校においても、どのような問題が発生して、どのように対応したかを時系列で記録しております。中学校ではそれを基にして生徒指導事例会議等で活用し、生徒指導にあたっております。不登校の児童生徒への対応についてですが、早めの対応が必要になりますので、不登校の事例があった場合には速やかに報告するよう指導しており、学校だけではなく教育委員会と一緒にやって対応していくことを各学校へ伝えております。それから、児童生徒のグループ化による問題行動は、現在報告を受けておりません。

○教育長

各委員におきましては、学校について何か気になる所がありましたら、早期対応が重要になってきますので指導課や教育総務課へ連絡するようお願いします。

他に、何かございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

ないようですので、これを持ちまして平成29年五所川原市教育委員会第9回定例会を閉会いたします。

午後2時40分閉会

署 名

五所川原市教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年8月17日

五所川原市教育委員会教育長 長 尾 孝 紀

五所川原市教育委員会委員 2番 木 村 吉 幸

五所川原市教育委員会委員 3番 三 瀨 洋 生

会議の書記 教育総務課長 川 浪 生 郎